

四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 16 号

四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成 3 年四日市市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

第3号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日
様

四日市市長

説明会等開催の要求について（通 知）

下記建築物等の建築に係る計画の内容について、四日市市中高層建築物等に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条第2項の規定により、近隣関係住民に対し、速やかに説明会等の方法により説明することを求めます。

記

- 1 工事名称
- 2 建築敷地の地名地番

第4号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日
様

四日市市長

説明会等の報告書の提出について（通 知）

下記建築物等について行った説明会等の内容について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条第3項の規定により、 年
月 日までに報告書を提出することを求めます。

記

1 工事名称

2 建築敷地の地名地番

第7号様式から第9号様式までを次のように改める。

第7号様式（第16条関係）

様

第 号
年 月 日

四日市市長

あっせんの開始について（通 知）

下記建築物等の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第7条第 項の規定により、あっせんを行うことにして通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 建築敷地の地名地番
- 3 あっせんの相手方の住所及び氏名

第8号様式（第17条関係）

様

第 号
年 月
日 日

四日市市長

あっせんの打切りについて（通 知）

年 月 日付け 第 号で通知した下記建築物等の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第8条の規定によりあっせんを打ち切ったので通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 建築敷地の地名地番
- 3 相手方の住所及び氏名

（参考）「四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」

の抜すい

（あっせんの打切り）

第8条 市長は、当該紛争について、あっせんにより紛争の解決の見込みがないと認めたときは、あっせんを打ち切ることができる。

第9号様式（第18条関係）

第 号
年 月
日 日

様

四日市市長

調停移行の勧告について（通知）

下記建築物等の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第9条第1項の規定により調停へ移行するよう勧告します。

なお、この勧告を受諾したときは、受諾書を提出してください。

記

1 工事名称

2 建築敷地の地名地番

3 相手方の住所及び氏名

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

第11号様式（第19条関係）

第 号
年 月
日 日

様

四日市市長

調停の開始について（通知）

下記建築物等の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第9条第1項の規定により調停を行うことにしたので通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 建築敷地の地名地番
- 3 調停の相手方の住所及び氏名

第12号様式（第20条関係）

第 号
年 月
日 日

様

四日市市長

調停案受諾の勧告について

下記建築物等の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第9条第4項の規定により別添の調停案の受諾を勧告します。

なお、この勧告を受諾したときは、 年 月 日までに受諾書を提出してください。

記

1 工事名称

2 建築敷地の地名地番

3 相手方の住所及び氏名

第14号様式から第17号様式までを次のように改める。

第14号様式（第21条関係）

第 号
年 月
日 日

様

四日市市長

調停の打切りについて（通知）

下記建築物等の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第10条第 項の規定により
〔調停を打ち切った
調停が打ち切られた〕 ので通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 建築敷地の地名地番
- 3 相手方の住所及び氏名

第15号様式（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

出頭の要求について

（工事名称）

（建築敷地の地名地番）

_____・_____の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第
 $\begin{Bmatrix} 7 \\ 9 \end{Bmatrix}$ 条に基づき、 $\begin{Bmatrix} \text{あつせん} \\ \text{調停} \end{Bmatrix}$ を行うに当たり必要があるので、同条例第12条の規定により、下記のとおり出頭を求めます。

なお、正当な理由がなく、この求めに従わないときは、同条例第15条の規定によりその旨を公表することがあります。

記

1 日 時 年 月 日 午前後 時 分
2 場 所

第16号様式（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

関係図書の提出要求について（通知）

（工事名称）

（建築敷地の地名地番）

_____・_____の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第
 $\left\{ \begin{array}{l} 7 \\ 9 \end{array} \right\}$ 条に基づき、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{あつせん} \\ \text{調停} \end{array} \right\}$ を行うに当たり必要があるので、同条例第13条の規定により、下記のとおり関係図書の提出を求めます。

なお、正当な理由がなく、この求めに従わないときは、同条例第15条の規定によりその旨を公表することができます。

記

- 1 関係図書
- 2 提出部数
- 3 提出期限
- 4 提出先

第17号様式（第25条関係）

第 号
年 月
日 日

様

四日市市長

工事着手の延期
工事停止の要請について

（工事名称） （建築敷地の地名地番）

_____・_____の建築に係る紛争について、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第14条の規定により、下記のとおり工事の 着手の延期
停
止 を要請します。

なお、正当な理由がなく、この求めに従わないときは、同条例第15条の規定によりその旨を公表することがあります。

記

1 要請事項

2 要請期間

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部建築指導課)